

改正

平成24年3月30日告示第39号

平成25年3月29日告示第38号

平成28年3月23日告示第23号

浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の町内会等を地区まちづくり推進委員会として認定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の町をいう。
- (2) 町内会等 市内において、町内会若しくは自治会として町内の区域又は一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体をいう。
- (3) 地区まちづくり推進委員会 地域のまちづくり活動を行うために町内会等が自主的に組織する団体をいう。

(地区まちづくり推進委員会の要件)

第3条 地区まちづくり推進委員会は、次の各号のいずれかに該当する団体であって、次項に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 単一又は複数の公民館（浜田市立公民館条例（平成17年浜田市条例第95号）第2条第1項の公民館をいう。）の区域内の町内会等で組織された団体
- (2) 単一又は複数の小学校の校区（平成22年4月1日における浜田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成17年浜田市教育委員会規則第15号）別表第1に規定する小学校の校区をいう。）内の町内会等で組織された団体
- (3) 単一の町を主体として組織された団体であって、当該団体に属する世帯数がおおむね150世帯を超えるもの
- (4) 複数の町を主体として組織された団体であって、当該団体に属する世帯数がおおむね100世帯を超えるもの
- (5) 単一又は複数の町内会等で組織された団体であって、当該団体に属する世帯数がおおむね150世帯を超えるもの。ただし、地理的条件、慣習その他やむを得ない理由により前各号の団体として組織することができないと市長が認める団体に限る。

2 地区まちづくり推進委員会の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区まちづくり推進委員会の規約（以下「委員会規約」という。）を策定していること。
- (2) 地区まちづくり推進委員会を構成する町内会等の区域内の全ての世帯を構成員の対象としていること。
- (3) 地区まちづくり推進委員会の運営が構成員の総意に基づき行われていること。
- (4) 地区まちづくり推進委員会として、次条に掲げる事業を行うこと。

(地区まちづくり推進委員会の事業)

第4条 地区まちづくり推進委員会が行う事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域の振興に関すること。

- (2) 住民の交流に関すること。
- (3) 地域の防災に関すること。
- (4) 地域の課題の解決に関すること。
- (5) その他地域のまちづくり活動に関し必要な事項
(認定の申請)

第5条 地区まちづくり推進委員会の認定を受けようとする町内会等の代表者（以下「申請者」という。）は、地区まちづくり推進委員会認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 委員会規約
- (2) 役員名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類
(認定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、認定の可否を決定し、地区まちづくり推進委員会認定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(委員会規約)

第7条 委員会規約には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 名称及び所在地
- (2) 設置目的又は理念
- (3) 事業内容
- (4) 構成する町内会等の名称及び代表者名
- (5) 地区まちづくり推進委員会の代表者の選出方法及び任期
- (6) 地区まちづくり推進委員会の役員の数、選出方法及び任期
- (7) 総会の時期及び方法
- (8) その他地区まちづくり推進委員会の運営に関し必要な事項
(変更の届出)

第8条 地区まちづくり推進委員会の代表者は、第6条の規定による認定を受けた後において、委員会規約、組織等に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(地区まちづくり計画)

第9条 地区まちづくり推進委員会は、第6条に規定する認定を受けた日から1年以内に、第4条に掲げる事業を継続的に行うために必要な基本的な計画（以下「地区まちづくり計画」という。）を策定しなければならない。

2 地区まちづくり推進委員会は、地区まちづくり計画を策定したときは、速やかに市長に提出するものとする。地区まちづくり計画を変更したときも、また同様とする。

(活動の制限)

第10条 地区まちづくり推進委員会は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動
(解散等の届出)

第11条 地区まちづくり推進委員会の代表者は、組織を解散したとき、又は活動を休止したときは、速やかに地区まちづくり推進委員会解散（休止）届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地区まちづくり推進委員会の認定を取り消すものとする。

- （1） 第10条の規定に違反したとき。
- （2） 前条の規定による解散の届出があったとき。
- （3） 地区まちづくり推進委員会としての要件を欠くと認められるとき。
- （4） その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により地区まちづくり推進委員会の認定を取り消したときは、地区まちづくり推進委員会認定取消通知書（様式第4号）により当該地区まちづくり推進委員会の代表者に通知するものとする。

（助言等）

第13条 市長は、地区まちづくり推進委員会の円滑な運営のために必要があると認めるときは、関係者に対し必要な助言、情報の提供等を行うことができる。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、地区まちづくり推進委員会の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第39号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第38号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日告示第23号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に認定を受けている地区まちづくり推進委員会のうち、地区まちづくり計画を策定していないものについては、この告示による改正後の浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱第9条の規定中「第6条に規定する認定を受けた日から1年以内に」とあるのは、「平成29年3月31日まで」と読み替えて同条の規定を適用する。